

防火管理業務範囲表

(年 月 日作成)

業務分類		予 防 管 理 業 務		
業務名		業務項目	チェック	
予防管理組織の編成		・火災予防のための組織と自主点検・検査を実施するための組織の編成に すること。(任務分担に基づく指定など)		
		・人事異動等に伴う組織編成の変更など組織の維持・補完にすること。(報 告・連絡など)		
点検・検査業務	自主点検業務 (消防用設備等関係)		・点検・検査の実施方法等の実施基準にすること。 (実施箇所、結果報告、不備欠陥の改修など)	
	自主検査業務 (建物・避難施設 関係)	・消防用設備等の位置や操作障害など管理状況の確認を行う自主点検に すること。(消火器、誘導灯など)		
		・建物構造等の確認を行う自主検査にすること。 (基礎部、主要構造部、非常用進入口など)		
		・通路幅員等の避難施設の確認を行う自主検査にすること。 (通路幅員、避難障害など)		
		・防火施設等の適正作動等の確認を行う自主検査にすること。(作動障害 など)		
		・内装材及び防災物品の使用状況等の確認を行う自主検査にすること。 (内装材の不燃材料等、カーテン、暗幕など)		
		(火気設備・ 器具関係)	・厨房設備及び暖房器具等の使用状況等の確認を行う自主検査にすること。 (可燃物品からの距離、周辺部の炭化状況)	
	(電気設備等 関係)	・変電設備及び電気器具等の使用状況等の確認を行う自主検査にすること。 (周囲の状況、タコ足接続、配線被覆など)		
	(危険物施設 等関係)	・少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所等の管理状況の確認を 行う自主検査にすること。(整理整頓、漏れ防止など)		
	法定点検業務		・点検実施時期、結果報告及び不備欠陥の改修にすること。 (立会い、不備欠陥の改修計画など)	
			・建物の定期調査にすること。(基礎等の構造関係、防火戸、非常用進 入口など)	
			・建築設備の定期調査にすること。 (換気設備、排煙設備、非常用の照明装置、昇降機など)	
			・消防用設備等の法定点検にすること。 (消防法第 17 条の 3 の 3 に基づく法定点検及び消防機関への報告等)	
			・防火対象物定期点検報告にすること。 (消防法第 8 条の 2 の 2 に基づく資格者による点検及び報告等)	
			・防災管理定期点検報告にすること。(消防法第 3 6 条に基づく資格者 による点検及び報告など)	
出火防止業務		・喫煙などの火気管理対策の樹立にすること。 (喫煙管理、臨時の火気使用、火気使用規制など)		
		・放火防止対策の樹立にすること。 (施錠や可燃物の整理など日常の放火防止、連続放火など)		
		・吸殻の処理など火気関係における日常の出火防止の確認にすること。		
		・可燃物の放置など放火防止における日常の出火防止の確認にすること。		
防火安全確認業務		・用途変更、間仕切変更等に伴う法令適合の確認にすること。		
		・工事中等における火気管理等の防火安全対策の樹立にすること。 (工事中の消防計画の作成など)		
		・催物等の開催に伴う法令適合及び火気管理等の確認にすること。		
避難安全確保業務		・廊下、階段等の避難施設の管理方法等の樹立にすること。		
		・劇場等における通路幅員の法令に定める基準の確保にすること。		
		・ディスコ等の照明及び音響停止等による避難上の安全確保にすること。		
		・廊下、避難通路等における避難障害等の日常的な確認にすること。		
		・防火戸及び防火シャッター等の防火設備における閉鎖障害等の日常的な 確認にすること。		
		・火災予防条例第 53 条で定める劇場等における定員管理にすること。 ・一時的な用途変更などに伴い、混雑が予想される場合における収容人員の 管理にすること。		

業務名		業務項目	チェック
教育・資格管理業務		・従業員及び新入社員教育に関する事。	
		・防災センター要員の教育に関する事。＜大規模用のみ＞	
		・防火管理技能者の育成に関する事。＜大規模用のみ＞	
		・自衛消防活動中核要員の育成に関する事。＜大規模用のみ＞	
		・防災センター要員の育成に関する事。＜大規模用のみ＞	
		・防火安全技術者等の育成に関する事。	
消防機関との連絡業務		・法令に定める各種届出の作成及び報告等に関する事。	
		・各種届出書を保管する防火管理維持台帳の管理に関する事。	
その他予防管理業務			

業務分類		自衛消防業務	
業務名		業務項目	チェック
自衛消防隊の編成		・火災等の災害などが発生した際に活動する防火対象物（事業所）自衛消防隊の編成に関する事。（任務分担に基づく指定など）	
		・営業時間や従業員数の増減に応じた間隙のない隊の編成の維持管理に関する事。	
		・防火対象物（事業所）自衛消防隊の活動範囲（応援協定に基づく範囲等）	
		・自衛消防活動中核要員等の装備に関する事。（装備品等の保管、点検など）＜大規模用のみ＞	
火災対策業務		・防火対象物（事業所）自衛消防隊の自衛消防活動対策に関する事。（通報連絡・情報収集、初期消火、避難誘導などの活動対策）	
震災対策業務		・震災に備えての事前計画に関する事。（ハザードマップ等の確認、建築物等の安全確保の点検など）	
		・震災時の活動計画に関する事。（防火対象物（事業所）自衛消防隊の任務分担、帰宅困難者対策、被害状況の把握など）	
		・施設再開までの復旧計画に関する事。（ガス等の途絶時の対策、復旧作業等の実施など）	
その他災害等対策業務		・火災、地震以外の災害や受傷事故などに伴う人的・物的被害を軽減する対策に関する事。（事前計画、自衛消防隊による活動計画など）	
災害等発生時の自衛消防活動		・災害等発生時の防火対象物（事業所）自衛消防隊の活動に関する事。（指揮、活動）	
訓練指導業務		・防火対象物（事業所）の自衛消防訓練の計画及び実施に関する事。（訓練指導者の指定、訓練実施計画、実施結果の検討など）	
その他自衛消防業務			

※チェック欄は、該当項目に○印を記入する。